

6か月据置型5年定期預金規定

【 2023年6月1日以降 新規取扱中止 】

熊本銀行

<共通規定>

1. 最長お預り期限

6か月据置型5年定期預金の最長お預り期限は、預入日の5年後の応当日（継続したときはその継続日の5年後の応当日）とします。

2. 証券類の受入れ

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りになったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ当店で返却します。

3. 届出事項の変更、通帳の再発行等

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出て下さい。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) この通帳または印章を失った場合の6か月据置型5年定期預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は当行所定の手続をした後に行います。この場合相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

4. 成年後見人等の届け出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

5. 印鑑照合

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任をおいせん。

6. 譲渡、質入れの禁止

- (1) 6か月据置型5年定期預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、別途書面による手続きにより行います。

7. 預金の支払時期

6か月据置型5年定期預金は、預金の全部または一部について預入日の6か月後の応当日（継続したときはその継続日の6か月後の応当日）以後の任意の日（一部支払いをするときは最長お預り期限までの間）に利息とともに支払います。ただし、預金の一部支払いは、1万円以上1万円単位とします。

8. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、第10号第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10号第4項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

9. 取引の制限

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2) 1年以上利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当店に届出ください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (5) 前4項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前4項にもとづく取引等の制限を解除します。

10. 預金の解約、書替継続

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) 6か月据置型5年定期預金の全部（一部支払いをしたときはその残額）を解約、または書替継続する場合は、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、提出してください。また、6か月据置型5年定期預金を一部支払いする場合は、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が前6条第1項に違反した場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または前条第1項もしくは第3項の定めにもとづき預金者が回答または届出した事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合
 - ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑥ 前条第1項から第4項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解消されない場合
 - ⑦ 上記①から⑥までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合
- (4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

1 1. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。
ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第 1 号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第 1 項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率及び料率ならびに借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについてはそれぞれ銀行取引約定書及び各融資関連契約書の定めによるものとします。
- (4) 第 1 項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第 1 項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期日前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

〈自動継続式規定〉

1 2. 自動継続

- (1) 自動継続式 6 か月据置型 5 年定期預金（以下自動継続式規定において「この預金」という。）は、通帳記載の最長お預り期限に自動的に 6 か月据置型 5 年定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、最長お預り期限（継続したときはその最長お預り期限）までにその旨を申出てください。
- (4) この預金を一部支払いした場合は、最長お預り期限に一部支払いした残額について、引続き自動継続の取扱いをします。

13. 利息

- (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時、一部支払いをするときは一部支払い時）に預入日から最長お預り期限（解約するときは解約日、ただし、最長お預り期限以後に解約するときは最長預かり期限。一部支払いをするときは一部支払い日）の前日までの日数および預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた当行所定の利率（継続後の預金については上記12.（2）の利率）によって6か月複利の方法で計算します。ただし、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について計算します。

①預入期間が6か月以上1年未満の場合………6か月以上の利率

（通帳記載の「6か月」の利率）

②預入期間が1年以上2年未満の場合………1年以上の利率

③預入期間が2年以上3年未満の場合………2年以上の利率

④預入期間が3年以上4年未満の場合………3年以上の利率

⑤預入期間が4年以上5年未満の場合………4年以上の利率

⑥預入期間が5年の場合………5年の利率

（通帳記載の「5年」の利率）

- (2) 継続後の預金についても前項と同様の方法によります。

- (3) 継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座に入金するか、または元金に組入れます。

- (4) 解約または一部支払いをするときのこの預金の利息は、解約または一部支払いをする元金とともに支払います。

- (5) 継続を停止し、最長お預り期限後にこの預金を解約する場合の利息は、この預金とともに支払います。

なお、最長お預り期限以後の利息は最長お預り期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (6) この預金を第10条第1項、第3項および第4項の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (7) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

〈非自動継続式規定〉

14. 最長お預り期限到来時の取扱い

非自動継続式6か月据置型5年定期預金（以下非自動継続式規定において「この預金」という。）は、あらかじめ依頼のある場合には、前記の規定にかかわらず払戻請求書および通帳の提出がなくとも、通帳記載の最長お預り期限に自動的に解約し、元金利息はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。

15. 利息

- (1) この預金の利息は、解約時（一部支払いをするときは一部支払い時）に預入日から解約日（最長お預り期限以後に解約するときは最長お預り期限。一部支払いをするときは一部支払い日）の前日までの日数および預入日現在における次の預入期間に応じた当行所定の利率によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

ただし、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について計算します。

①預入期間が6か月以上1年未満の場合……6か月以上の利率

(通帳記載の「6か月」の利率)

②預入期間が1年以上2年未満の場合……1年以上の利率

③預入期間が2年以上3年未満の場合……2年以上の利率

④預入期間が3年以上4年未満の場合……3年以上の利率

⑤預入期間が4年以上5年未満の場合……4年以上の利率

⑥預入期間が5年の場合……5年の利率

(通帳記載の「5年」の利率)

(2) 最長お預り期限後にこの預金を解約する場合の利息は、この預金とともに支払います。なお、最長お預り期限後の利息は最長お預り期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を第10条第1項および第3項の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

16. 特約規定

この規定は、一般規定として取扱が定められているものです。この規定以外に、特約規定にも取扱いが定められている事項があります。特約規定に定めがある事項については、特約規定が適用されるものとします。

17. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)

第12条及び第15条に定める当行所定の利率につきましては、下記当行ホームページにてご確認ください。

https://www.kumamotobank.co.jp/price/depositrate_ib/

個人預金に関する特約

熊本銀行

1. 特約の適用範囲等

- (1) この特約は、「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」の趣旨に則り、個人の預金者の預金取引全般に適用されます。
- (2) この特約は、以下の取扱いを定めるものです。
 - ① 預金の払戻し（解約ならびに当座貸越を利用した払戻しを含みます。以下、左記取引を総て含んで「預金払戻し」といいます。）受付時の本人確認の取扱い
 - ② 盗難された通帳、証書、キャッシュカード（以下、「通帳等」といいます。）を用い、当行の本支店の窓口において、不正な預金払戻しが行われた場合の取扱い
- (3) この特約は、各種預金規定（以下、「原規定」といいます。）の一部を構成するとともに、原規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。

2. 預金払戻し受付時の本人確認の取扱い

預金払戻し受付時において、来店者が当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するために、当行は原規定に定めがある払戻しの手続きに加え、本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

3. 盗難された通帳等による不正な預金払戻し等

- (1) 盗難された通帳等を用いて行われた不正な預金払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、遅滞なく、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、預金者に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳等が盗難された日（通帳等が盗難された日が明らかでないときは、盗難された通帳等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には適用されないものとします。

- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B 預金者の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳等の盗難が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当該払戻しのうち次に該当する金額については、当行は、第1項にもとづく補てん請求に応じることはできません
- ① 当該払戻しが弁済の効力を有しないとして、当行が、預金者に預金の払戻しを行った場合の払戻し金額
 - ② 預金者が、当該払戻しを受けた者その第三者から損害賠償または不当利得返還を受けた金額
 - ③ 当該払戻しにより被った損害について、預金者が請求できる保険金相当額
- (6) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金に係る払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗難された通帳等により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権、不当利得返還請求権およびその他の権利を取得するものとします。

4. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)

第1条に定める各種預金規定につきましては、下記当行ホームページにてご確認ください。

<https://www.kumamotobank.co.jp/yakkan/yokin/>